

# 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出の概要

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：滝川東町複合店

所在地：滝川市東町2丁目44番8外

## 2 届出者（建物設置者）の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名並びに所在地

中道リース株式会社 代表取締役 関 崇博 札幌市中央区北一条東三丁目3番地

## 3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名：兼松コミュニケーションズ株式会社

【変更前】 開店時刻 午前10時00分 閉店時刻 午後8時00分 ※（最大）

【変更後】 開店時刻 午前9時00分 閉店時刻 午後8時00分 ※（最大）

※上記は最大届出時刻であり、実際の営業時間とは異なります。

## 4 変更する年月日 令和7年6月19日

※上記は届出上の日付であり、実際に開店時刻の変更を開始する日とは異なります。

## 5 変更する理由 来客利便性向上のため

## 6 掲示期間 令和7年7月8日 ～ 令和7年11月4日

## 7 掲示内容問い合わせ先

株式会社日専連旭川 ドコモ事業部 ドコモショップ滝川店 担当：荒木

住所：滝川市東町2丁目44-8

TEL：0125-23-7777

平日 9:00 - 18:00（土、日、祝日を除く）

注1) これは、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、届出等の要旨を掲示しているものです。

注2) 北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課及び滝川市役所産業振興部産業振興課において、届出書類等の縦覧を実施しております。また、この届出に関し、店舗周辺の地域の生活環境の保持のため、届出者が配慮すべき事項について意見を有する方は、所定の用紙により北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課あて意見書を提出することができます。

大規模小売店舗立地法に関する道庁ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/richi/todokede/kokuzi/index.html>